

令和8年度 久留米市立中学校における医療的ケア対応業務 仕様書

1 事業目的

久留米市立中学校において、日常的に医療的ケア（経管栄養、痰の吸引、導尿その他久留米市教育委員会が必要と認めた医行為をいう。）が必要な生徒に対して、医療的ケアを行う看護師を配置し、適切な医療的ケアを実施する。

2 業務対象生徒数と業務実施場所

- ① 対象生徒数：1名（学年 1年生）
- ② 実施場所：久留米市立江南中学校（久留米市梅満町637番地3）等

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 看護師の配置等について

(1) 業務実施日

業務実施日は、久留米市立江南中学校（以下、「学校」という）の開校日（学校行事が開催される土日祝日も含む）及び研修等を実施する日の年間合計204日程度とする。

(2) 医療的ケアの実施時間

医療的ケアを実施する時間は、学校における教育活動の時間とし、校外学習を含むものとする。

(3) 看護師の配置数

生徒1人につき1名配置する。

(4) 看護師の配置時間等

看護師の配置時間は、対象生徒の状況に応じ、医療的ケアが必要な以下の時間とする。ただし、学校行事、医療的ケアの状況の変化等に応じ、変更することがある。なお、複数人でシフトを組む場合は、看護師が不在となる時間を作らないこと。

配置時間	
原則：週5日	
午前11時30分から午後1時30分	1日2約時間

5 看護師の業務

(1) 基本事項

看護師は、市教育委員会（以下、「委託者」という）や学校、対象生徒の保護者、主治医等と連携を図り、対象生徒の健康の状態を十分把握しながら、次に掲げる業務を遂行する。

- ① 対象生徒に対する主治医の指示書に基づいた医療的ケアの実施
- ② 対象生徒の健康観察
- ③ 医療的ケアの個別実施マニュアルや実施記録等の作成

- ④ 対象生徒の保護者及び学校との常時の連絡並びに情報交換
- ⑤ 学校における医療的ケアの実施に関し緊急対応の際に必要と認められること
- ⑥ 学校における医療的ケアについて、学校判断への助言
- ⑦ 対象生徒の個別の状況に応じた医療的ケアの実施に関する研修の受講
- ⑧ 学校における医療的ケアの実施に関する会議等への出席
- ⑨ 看護師の変更、休暇等の取得又は事故等で欠けた場合における業務の引き継ぎ
- ⑩ 事業者が変更となる場合の業務の引き継ぎに関すること
- ⑪ その他、医療的ケアを実施する際に必要と認められること

(2) 具体的な内容

① 対象生徒の健康状態把握

看護師は、年度当初など生徒が通学する前に、対象生徒の保護者との面談に必ず同席し、その健康状態について把握する。また、対象生徒の登下校又は給食前等に健康観察を行い、その結果を記録する。

② 医療的ケアの実施手順

看護師は、以下に記載する手順に基づいて、医療的ケアを実施する。

- ア 主治医のもとで、対象生徒の個別の状況に応じた医療的ケアの実施に関する研修を受ける。
- イ 個人カルテを確認し、個別実施マニュアル及び緊急個別対応マニュアルを作成、確認する。
- ウ 保護者から提出された医療的ケア実施内容等同意書の内容確認及び主治医の指示書に基づいた医療的ケアを実施する。
- エ 医療的ケア実施日の医療的ケア実施記録を作成し、保護者並びに校長に報告する。
- オ ヒヤリハットやインシデントが発生した場合は、医療的ケアに関するヒヤリハット・アクシデント報告書を作成して速やかに校長に報告する。

③ 医療的ケアの実施内容

医療的ケアの実施内容は、概ね以下のとおりとし、主治医の指示書に基づき実施する。なお、指示書は本人の状況等により変更されることがある。

医療的ケアの実施内容
胃ろう

④ 医療的ケア支援委員会等の会議への参加

看護師は、学校の医療的ケア支援委員会に参加し、対象生徒の健康状態や医療的ケアの実施状況、ヒヤリハットやインシデント事例についての情報を提供し、課題等の確認を行うほか、関係者間で行われる連携会議等へ参加すること。

⑤ 研修への参加

看護師は、看護技術の維持向上、学校における医療的ケアの実施に関する情報収集のため、研修会への参加に努める。

⑥ 対象生徒の健康・安全の確保への協力

看護師は、対象生徒の健康・安全の確保に関して、学校への情報提供及び担任や養護教諭をはじめとする教職員との連携に努める。

6 受託者の責務等

- (1) 現に常勤の看護師を2人以上雇用又は登録等をしていること
- (2) 小児に対する医療的ケアを実施した実績がある看護師を配置していること
- (3) 対象生徒に対する医療的ケアを実施することができる看護師を常時1人以上配置できること
- (4) 本業務に従事する看護師が事故などで欠けた場合には、代替の看護師を配置できること
- (5) 医療的ケアの実施に伴い必要となる機材（パソコン等）、被服及びマスク、消耗品等を事業者の負担で調達すること
- (6) 委託者及び学校と速やかに連絡調整が取れること
- (7) 本業務実施にあたり委託者（学校を含む）との窓口となる責任者を配置すること。
委託者（学校を含む）からの指示等は、本責任者との間で実施する。
- (8) 受託者の責務において、業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に必要な措置を講ずること。
- (9) 委託者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適時報告すること。
- (10) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (11) 本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (12) 本事業の受託を終了する場合は、新たに受託する事業者等に対して、実地見学などの方法による十分な引き継ぎを行うこと
- (13) 引き継ぎを行う際の費用は、新たに受託する事業者の負担とする。引き継ぎ時期は学校の春休み前の2～3月を含む。
- (14) 受託者（もしくは事業所）として賠償責任保険に加入していること

7 契約方法等

(1) 契約方法

久留米市は、見積書に記入された見積金額（年間の金額）に消費税及び地方消費税の額を加えた金額による年間契約を締結する。

(2) 請求時の取扱

支払いは月払いとし、年間契約金額を12月で割った金額を支払うものとする。

(3) 委託料の協議

対象生徒の長期入院等で医療的ケアを実施しない期間が長期にわたる場合は、委託料金額等の変更について協議を行う。

8 暴力団排除に関する事項

受託者は、業務の履行に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員

に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と業務履行に関する協議を行うこと。

9 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関する事項

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、久留米市及び事業者に対して禁止が義務付けられている障害者への不当な差別的取扱いを行わないこと。
- (2) その提供が法的義務とされた久留米市の取扱いに準じて、障害者への合理的配慮の提供について、遺漏なきよう努めること。

10 感染症の対策について

感染症の感染防止のため、本事業に携わる者については、以下のことを徹底すること。

- (1) 医療的ケア実施前に検温を実施し、発熱がある場合には業務を控えること。
- (2) 原則マスクを着用し、手洗いや手指消毒を励行する。
- (3) 感染性が高い唾液、鼻汁や痰などの気道分泌物、便等に多く触れる際には、使い捨て手袋を装着すること。
- (4) 飛沫や分泌物からの感染を防ぐため、医療的ケア実施時には他の生徒との間隔をできるだけ空け（少なくとも1m以上。吸引時は正面から2m以上。）、換気の良い場所で行うこと。
- (5) 消毒のために清拭したガーゼや使い捨て手袋等医療的ケアの実施により生じた廃棄物については、密封した袋に入れる等適切に処理すること。